

市・県民税の申告相談

期間 2月4日(水)～3月16日(月)

税務課市民税係
☎43-7033

平成27年度分市・県民税の申告相談が始まります。忘れずに期間内に正しい申告をしましょう。

申告会場では

- ①受付時間内に、会場入口付近にある番号札を手前からお取りください。
※受付時間前に番号札は取れません。
- ②番号が呼ばれるまでお待ちください。掲示している「開始目安時間」までは外出できません。

開場 8時～15時

受付時間 8時～15時
※中央公民館は15時30分まで

営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

収入と経費を帳簿などに記帳し、関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。

なお、農業所得の申告をするかたは、次の関係書類を持参してください。

【収入金額が分かる書類】

- 農協などの「出荷証明書」や「精算書」
- 集落営農組合の「損益分配通知書」
- 経営所得安定対策交付決定通知書
- 水稲共済金や無事戻金などを受け

取ったかたは、金額が分かる書類
● 受け取り小作料、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるもの

【経費が分かる書類】

- 農協などの「お買い上げ明細書(取引明細書)」や「農業用資材購入証明書」
- 小作料、作業委託料(田植えや稲刈りなど)の領収書
- 農機具や農業用車両などを購入した際の契約書や領収書、修理や車検、自動車税などの領収書
- 組合費、土地改良費の領収書
- 固定資産税の課税明細書
- 農業に要した水道光熱費の領収書
- 農業共済掛金の領収書など
- ※あらかじめ収支内訳書の項目ごとに分別し、それぞれの合計金額を計算してください。

※家事用の領収書は経費にできません。帳簿等の作成について

営業等所得、農業所得、不動産所得、山林所得などがあるかたは、帳簿などを作成し一定期間(帳簿は7年)保存することが義務付けられています。帳簿などは申告相談時に使いますので、該当する所得があるかたは忘れずに収入と経費をまとめておきましょう。

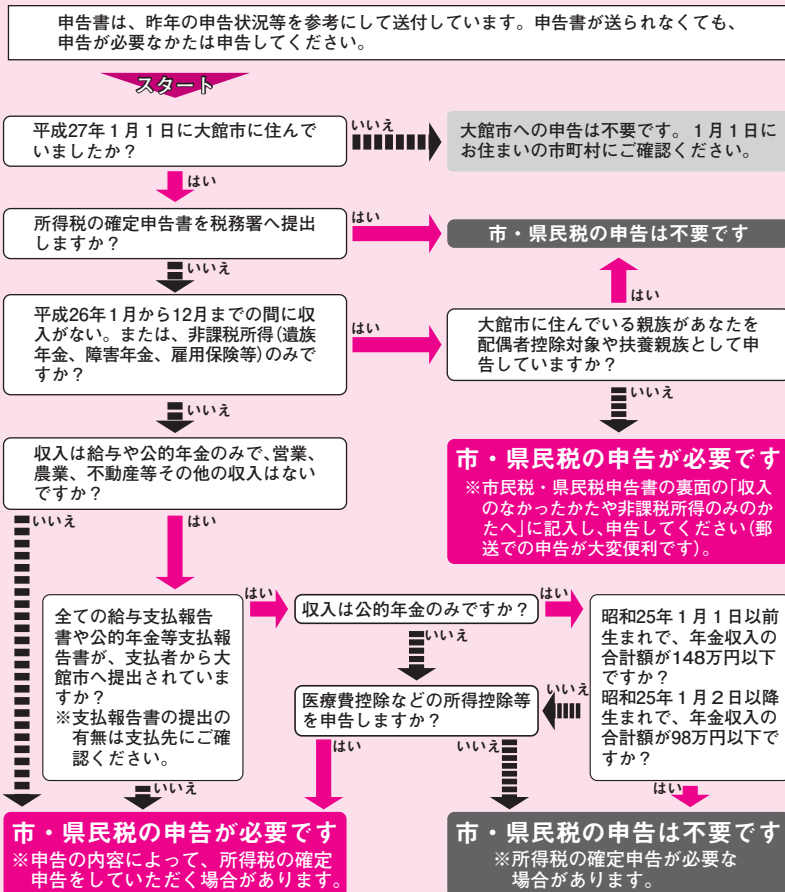
譲渡所得があるかた

取用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならなくても国民健康保険税の減額判定資料などになりますので、申告をお願いします。
※譲渡所得、山林所得用の申告書は別にありますので、必要なかたはご連絡ください。

医療費控除を申告するかた

医療費の領収書の合計金額を計算してきてください。通院に掛かった交通費は、公共交通機関を利用した場合などは医療費に算入できますが、自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算することはできません。また「医療費のお知らせ」は医療費の領収書に該当しないのでご注意ください。

あなたは市・県民税の申告が必要ですか？



[注意] 上図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安です。また、地方税法等の改正により変更になることがあります。